

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 13 日現在

機関番号：37111

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2013

課題番号：24730097

研究課題名(和文) 親権者による未成年者の財産管理の共同性

研究課題名(英文) The joint administration of a minor's property by person who has parental authority

研究代表者

白須 真理子 (SHIRASU, Mariko)

福岡大学・法学部・講師

研究者番号：50609443

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,300,000円、(間接経費) 390,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、親権の内容の一つとされる財産管理権が共同で行使されることの意味を明らかにすることを目的として、フランスの親権委譲制度(親権を第三者が行使する可能性を認める制度)を参照して分析に取り組んだ。その結果、分担委譲(委譲者たる父母と被委譲者たる第三者とが親権を共同行使できる類型の委譲)の可否を決するにあたっては、委譲者と被委譲者と子が共同生活関係にあることが考慮される傾向にあるものの、財産管理権に関しては、共同生活関係があることを根拠としてこれを認めるという発想は乏しいことが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to discuss the importance of exercising the right of parentale authority concerning the joint administration of property. For that purpose, this study refers to the "delegation de l'autorite parentale" from the French system. (The system includes the possibility that a third party may exercise the parental authority.) As the result, it became clear that cohabitation itself should not grant one the right to administer the child's property. However, it tends to be taken into consideration when deciding whether or not "delegation-partage de l'autorite parentale" (the delegation system, with which parents as the "delegant", and the third party, "delegataire", share the parental authority) should be granted.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：親権 フランス法

1. 研究開始当初の背景

(1) 周知のとおり、日本に限らず世界的に、離婚・再婚の数が増加している。再婚により新たな家庭が形成される結果、いわゆる連れ子と継親との法律関係がどのように規律されるべきかが問われることになる。しかし、日本法は、このような場合を想定した規定を設けていない。そのため、両親が離婚(し、あるいは再婚)する場合に、未成年子についての財産管理権はだれに帰属するのかについても、何ら定めがない。

(2) 日本法のもとでは、離婚の際、父母の間で親権と監護権を分属させることは可能であるとされている(766条)が、親権のうち、財産管理権については親権者が監護権者かいずれが有することになるのか。

そもそも、財産管理権は、夫婦間の協議もしくは家裁の審判によってその帰属先が変動しうる性質を有するものかどうかということも、1つの問題である。つまり、財産管理権は、その性質上、監護権者など、親権者以外の者にも帰属しうるのかも問われなければならない。

ここでは、実際に子と生活を共にする親、つまり離婚時に監護権者と指定された親の一方が財産管理権を持つほうが便宜的であると考えられる一方で、監護権者と定められなかった他方の親に対しても、子についての親の最低限の権利として、財産管理権を認めるべきではないかという考え方もありうる。

このように、親権者の有する財産管理権の性質がまだ十分に明らかとなっていないことが、本研究を始めるに至った背景となっている。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、再婚家族における財産管理権の在り方を考察するための序論的研究である。そのために、まず、財産管理権は、その性質上、監護権者など、親権者以外の者にも帰属しうるのかを明らかにすることを本研究の目的とした。

(2) 筆者はこれまでに、フランス法において認められている親権の委譲制度について研究をおこなってきた。その中では、再婚家族の増加により、継親と連れ子との法律関係をいかに規律すべきかを問うと同時に、委譲制度を用いれば第三者が親権を行使することができるという点に着目して、親権は誰に帰属し、誰が行使しうるのかということを検討した。しかし、それまでの研究では、親権のうち主に身上監護権を中心に検討をおこなってきたため、財産管理権の研究は十分でなかった。そのため、まずは親権者の財産管理権の性質を明らかにすることが重要であると考えた。

3. 研究の方法

(1) 主として、フランス法における財産管理権の共同性に着目して研究を進めた。財産管理権はいかなる場合に共同行使され、いかなる場合であれば単独行使とされるのか。共同性の意義はどこにあるのかという点に注意を払った。

(2) 国内の判例および学説を整理したうえで、フランス法との比較研究をおこなった。フランス法については、学説および判例を用いて未成年者の財産管理権に対する理解に努めた。また、フランスに赴き、関係資料を入手して研究に利用したほか、未成年者の財産管理権を中心に研究するフランス人研究者へのインタビューもおこなって理解を深めた。

4. 研究成果

(1) フランス法における親権委譲制度は、平成23年に親権法改正をおこなった日本法のように親権(身上監護権または財産管理権)全体を一時的に停止させるのではなく、親権を構成する権利義務のうち、特定の権利義務を指定して委譲することも、親権全部を委譲することもできる。

ただし、ここでいう親権の捉え方が日本法における一般的な捉え方とは異なる。すなわち、フランス法は、親権を構成する権利義務をその性質に応じて区別し、「親権の帰属(titularité de l'autorité parentale)」と「親権の行使(exercice de l'autorité parentale)」という概念を用いて把握する。親権をこのように把握することによってこそ、親権委譲という制度が理論的に可能になる。

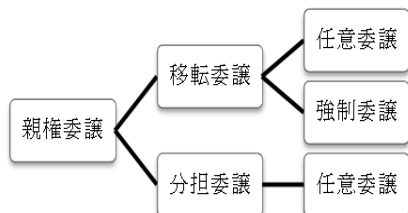
(2) 親権委譲には、父母の意思に基づいて委譲される任意委譲と、父母の意思に基づかずに委譲される強制委譲とがある。

親権を構成する権利義務のうち、本研究が分析の対象とした財産管理権は、原則として父母によってのみ行使されるものであることが明らかになった。ただし、強制委譲の場合には、父母の不適切性を理由に、財産管理権をも委譲の対象とすべきと考えられている。

(3) また、分担委譲(délégation-partage)という、委譲者たる父母と被委譲者たる第三者との親権の共同行使を可能とする類型の委譲も存在する(任意委譲、強制委譲、分担委譲の関係について、図1を参照)。この類型においては、裁判官がその可否を審査するにあたっては、委譲者と被委譲者と子が共同生活関係にあることが考慮される傾向にあるが、財産管理権に関しては、共同生活関係

があることを根拠としてこれを認めるとい
う発想は乏しい。

[図1]



(4) 以上のように、フランス法において、
親権者の有する財産管理権は、原則として父
母によって行使されるものである。しかし、
強制委譲がおこなわれるような事情がある
場合には、財産管理権も第三者への委譲の対
象となりうる。

日本法においては、親権のうち、身上監護
権については第三者による行使の可能性が
指摘されているものの、財産管理権について
はそのような発想はこれまでなされていない。
その意味で、親権の性質上、また理論上、
そのような可能性があることを示すことが
できた点に、本研究の意義があると考えてい
る。

(5) また、親権委譲という制度そのものの
機能として、安定的な養育事実のある家族が
存在する場合に、その事実状態に対して法的
根拠を付与することの意義は大きいと考
えている。日本では、事実状態のままに任
せる傾向にあるが、それに対応した権利義
務の付与が必要な場合もありうるだろう。

フランス法は、親権の中でも委譲しえない
部分を探求しつつ、子を養育する第三者に
どのような権利義務を付与することが子の
利益に適うのか、という視点で裁判官による
判断が行われている。

何が子の利益に当たるのかは判断の難
しいところであるし、特に多様な形態のあ
りうる再構成家族における子の利益とはど
のようなものなのかということは今後の課
題とするほかない。しかし、それでも、養
育事実に対して一定の権利義務を認めるこ
とには、少なくとも意義が認められるの
ではないかと考える。

(6) 以上の研究成果を踏まえ、今後は、
親権は第三者によっても行使されうる点に
着目しつつ、そこで認められるべき第三
者の範囲について分析することを予定して
いる。

家族の形態は多様化し、父母双方による
子の養育は必ずしも標準的な家族の形態
ではなくなっている現状がある。父母に
共同親権を認めるか否かを議論すること
と同時に、子が共同生活を送っている父
母以外の第三者

との法的位置づけを議論する必要がある
と考えている。

本研究は今後の研究にも大いに役立つ
ものである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に
は下線)

[雑誌論文](計 1件)

白須 真理子、フランス親権委譲制度から
みる再構成家族、家族<社会と法>、査読無、
29号、2013、123 - 136

[学会発表](計 1件)

白須 真理子、フランス法における親権の
第三者への委譲、日本家族<社会と法>学会、
2012年11月10日、早稲田大学

[図書](計 0件)

[産業財産権]

出願状況(計 0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

白須 真理子 (SHIRASU, Mariko)

福岡大学・法学部・講師

研究者番号: 50609443

(2) 研究分担者

()

研究者番号:

(3)連携研究者 ()

研究者番号：